

国際通商法秩序の危機と 日本に求められる対応



政策研究大学院大学教授（執筆当時）

田村 晓彦

たむら あきひこ WTO 法律部法務官、東京大学公共政策大学院非常勤講師、経済産業省通商交渉官等を経て、2017年から19年6月まで政策研究大学院大学教授。経済産業研究所コンサルティングフェロー、「セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン・アドバイザー」等を兼務。専門は国際経済法。

現在「米国第一主義」の下で展開される米国通商政策は、「公共財」たる国際通商法秩序を揺るがしつつある。米国の主張の中には合理的なものもあるものの、WTO 上級委員会委員選任への非協力、加盟国が抑制してきた国家安全保障を理由にした通商法 232 条による輸入制限等を見る限りでは、米国は霸権国として国際通商法秩序の維持・発展にリーダーシップを發揮する意思を喪失しつつあるのではないかとの印象を拭えない。

こうしたトランプ政権下の通商外交の背景にあるのは、アイデンティティ政治の台頭である。各国の功利的動機により他の国際法分野に先んじて「司法化」を実現したのが国際通商法秩序であったが、アイデンティティ政治はその法的枠組みを脆弱化させた。国際通商法秩序は「貿易する権利」とも言うべき規範観念を基に、霸権国なしで再構築が可能だろう。わが国が主導して霸権国に代わる権威の構築と、「貿易の規範化」に向けた共同行動を各国に促すべきである。CPTPP（包括的及び先進的環太平洋連携協定）には新貿易理論、新新貿易理論を示唆する複数の章が設けられている。わが国は CPTPP の拡大深化の過程で NGO 等非国家主体を含めた「知識共同体」の規範形成への参画を伴いながら、国連論壇で育まれた SDGs、人権と言った価値を糧にしつつ、国際通商法秩序の再構築を進めて行くべきであろう。

はじめに

目下、国際通商法秩序を揺るがす最大の要素は、現在「米国第一主義」の下で展開される米国通商政策である。「米国第一主義」とは、字義通り解釈すれば、米国が、霸権国として国際公共財の提供を通じて国際秩序の安定に深く関与する方針を放棄することを意味すると理解される。「米国第一主義」のうち、単なるレトリックを超えて現実化している代表例は通商政策で

ある。全ての加盟国に等しく適用される国際法に支えられた自由貿易体制は、霸権国が国際社会に提供する「公共財」の典型として挙げるに相応しい。霸権国が優越的地位を濫用せず国際規範枠内で行動することで非霸権国が当該霸権の正当性、即ち霸権国の権威を認め、自らも制度の枠内で行動し国際秩序が安定化する、という「霸権安定論」の考え方は、GATT を含むブレトンウッズ体制が戦後の国際政治安定化に果たしてきた役割にインスピアされたと言っても過言ではないだろう¹⁾。

I 米通商政策の展開

：霸権国としての意思の喪失？

それでは、今般米国のいかなる行動が、「公共財」たる国際通商法秩序を毀損しつつあるのか、具体的に見てみよう。

まず、WTO 上級委員会委員の選任手続に対する非協力的態度を取り続けていることが挙げられる。同選考過程の停滞により上級委員会に欠員が生じ、WTO が擁する紛争解決メカニズムが甚大な不全を来している。上級委員会は WTO 紛争解決システムの「最高裁」に相当するが、定員 7 名のところ 4 名空席で 3 名のみとなっている。しかも、現在の選任手続の機能不全が継続すると、今年末にはうち 2 名が任期切れとなり残り 1 名のみという事態となる。米国の姿勢は、WTO 紛争解決システムに対する強い不満の表明である。米国の本質的な不満は、特に上級委員会の「司法積極主義」に向けられたものである。米国の主張は、WTO 協定の条文は加盟国が困難な交渉の結果故意に曖昧にしているものも多いにも関わらず、そのような「建設的曖昧さ」を無視して、条文文言にも交渉経緯にも存在しない意味を条文解釈の過程で読み込み空白を埋めようとする過度の司法介入が、加盟国の交渉の成果である WTO 協定に刻まれた加盟国の権利義務を変更している、というものである²⁾。これは一見尤もな主張のようにも思えるが、国際社会における「法の支配」とは何かという根本問題と関わる非常に難しい問題である。なお、WTO 加盟国の殆どは米国とは異なる立場を取っている。協定交渉は政治プロセスであり、加盟国の政治力の差が如実に表れる世界である。特に WTO 協定を合

意した 1994 年時点は、冷戦後の「米国一極支配」と言われた時期であった。ほとんどの加盟国は、このパワーに基づく（power-based）交渉で立法された WTO 協定の規律内容を、ルールに基づく（rule-based）仕組み、即ち WTO の紛争解決システムを駆使して司法的に是正していく、と考えたのであった。

もう一つの例は、通商拡大法第 232 条に基づく鉄鋼・アルミニウム輸入に対する追加関税賦課である。同 232 条は国家安全保障を理由とする輸入規制を行政府に授権する米国連邦法であるが、米国は昨年 3 月、同法に基づき日本、EU、中国等広範囲の国々からの鉄鋼・アルミニウム輸入に対して各々 25%、10% の追加関税を賦課した。国家安全保障を理由とした輸入制限は、WTO 協定上許容されているものの、濫用の危険性を懸念して加盟国はそのような正当化事由の発動を控えてきた。WTO 協定は、環境や公衆衛生等国内政策目的の輸入規制を、GATT 第 20 条に定められた条件の下に認めているが、その条件該当性は、WTO 紛争解決システムで法的に判断される。一方、国家安全保障例外は GATT 第 21 条に規定されているが、条件該当性は当の規制発動国自身が判断できると定めているようにも読める³⁾。貿易自由化と国家安全保障の関係は、通商法の司法判断に馴染まないが故に、同条文の発動による自国措置の正当化を加盟国は皆自己抑制してきた。米国の今回の 232 条発動及び GATT 第 21 条に基づく正当化は、このような不文律からの逸脱であり、特に鉄鋼・アルミニウム輸入が何故国家安全保障に関係するのか明らかではないことも考慮すると、現行国際通商法秩序の安定性を大きく揺るがす事態である（なお、米国の個々の主張の中には、合理的なものもあると筆者は考

える。中国の知財侵害、強制技術移転要求、国有企業に対する補助金措置の存在といった米国の主張は、先進国側が概ね共有するところである)。

今般の米国の通商外交政策は、どのような背景事情で生じたのであろうか。筆者は、「アイデンティティ政治」の台頭が上記のような米国通商外交を導いた、という側面が少なくないと思料する。「霸權安定論」の基盤となる発想を初めて唱えたチャールズ・キンドルバーガーは、第一次世界大戦以前の国際経済は、英國がリーダーシップを發揮する能力も意思もあったため安定化されたが、大恐慌の際には、英國は能力が、米国は意思がそれぞれ欠けていたため大恐慌が悪化した、と喝破した⁴⁾。即ち、国際経済システムの安定化には、霸權国がリーダーシップを發揮する能力も意思も有している必要がある訳だが、トランプ氏を大統領として選んだ米国は、霸權安定の能力はともかく、少なくともその意思は持たないという判断を、同国の民主主義的手続が下したことであろう。

II アイデンティティ政治の台頭 ：米通商外交の背景

米国歴史学者であるウォルター・ラッセル・ミードは、トランプの大統領選挙勝利の背景にあるダイナミズムを、白人がエリートとマイノリティから自らの国を奪還する「ジャクソニアンの反乱（Jacksonian Revolt）」であると述べている⁵⁾。ミードによると、米国の外交政策には四つの潮流があり、これらの相互作用で時の外交政策が決まるとする。国内外における米国企業の繁栄の促進を重視する「ハミルトニアン」、米国の価値観を世界に広める道徳的義務

かつ実践的利害があるとする「ウィルソニアン」、国内での民主主義の維持が最も優先されるとする「ジェファソニアン」、そして、名誉心、独立心、勇猛心、軍の誇りといった米国民の精神、ポピュリズムと大衆文化を代表する「ジャクソニアン」であるが、ジャクソニアンは長らく傍流に押しやられていた⁶⁾。ジャクソニアンの台頭は、アイデンティティ政治、「白人ナショナリズム」の台頭である⁷⁾。

国際政治学者のフランシス・フクヤマも、最新著『アイデンティティ』で、トランプ大統領を誕生させた米国ナショナリズムの主要因の一つは白人労働者階級の「自分は（エリート達の）視界外に置かれているという認識（perception of invisibility）」である可能性を指摘する。白人労働者の苦境は元々は経済的苦境であったが、それは経済的物質的な剥奪ではなくアイデンティティの剥奪と捉えられた。このため、白人労働者の苦境は、経済階級に関する思想を基盤とした伝統的左派ではなく、ナショナリズムや宗教的右派の下に集まることとなった⁸⁾。フクヤマは、「ティーモス」（Thymos）という、人間の精神のうち他者からの認知（recognition）を求める部分を重視する。これがナショナリズムや宗教の基盤になっているが、こうした観念的な要素は、物質的な自己利益にのみ注視してきた現代経済学においては、効用として殆ど視野に入れられてこなかったと指摘する⁹⁾。

貿易経済学者のジーン・グロスマントエルハナン・ヘルプマンは、今般のトランプ現象を説明するものではないがと断りつつも、アイデンティティ政治の時代においては、国民の貿易政策の選好が、物質的効用のみではなく心理社会的効用によっても左右されると考えるべき、と指摘する。上記のフクヤマと同じ問題意識であ

る。特に、今般の「ポピュリスト革命」では、労働者が（エリートも同居する）国家全体に対する帰属意識を喪失し、労働者グループのみに帰属意識を有するというアイデンティティ意識変化が生じた、と仮説を立てた上で、特にエリートの割合が十分小規模である場合には、労働者は合理的判断として関税引き上げを選好する、と主張する¹⁰⁾。彼らの主張は、アイデンティティ政治が貿易政策に影響を与える際の機序の一つのモデルを提供したに過ぎない。しかし、アイデンティティ政治がトランプ政権下での米通商外交の背景との理解が学問分野を超えて共有されていることが窺える。

様々な国際法秩序の中でも最も成功した例として賞賛されてきた国際通商法秩序が、何故アイデンティティ政治の台頭に伴い脆弱性を晒す事態になってしまったのだろうか。筆者は、この背景には、「国際法秩序に対する過剰期待」があったと考える。国際法の主要分野としては、通商の他、安全保障、領域、環境、人権が挙げられるが、いずれの分野と比較しても国際法の実効性が最も担保されているのは通商といつても過言ではない。GATT時代とは異なり、WTOでは紛争解決システムが加盟国間の紛争に対して事実上の強制管轄権を持つ、即ちパネル（下級審に相当）や上級委員会の設置と同報告書の採択、そして敗訴国が判決不順守の場合の対抗措置発動許可は、加盟国のコンセンサスを不要とする自動化された手続となり、国際法においては群を抜いて「司法化」が実現した法分野と称賛された。しかし、この通商法の偉業は、比較優位原則に支持された、貿易自由化により全ての関係国が経済的利益を得るという、功利主義的動機が広く共有されたが故であった。国際法が定立され順守される動機は、

国際法学、国際関係論を問わず長年に取り組んできた難問であるが、少なくとも法分野によって、大きく分けて（現実主義的）利益ドリブン（interest-driven）と規範ドリブン（norm-driven）の二種類があると考えられている¹¹⁾。前者の典型は通商であり後者の典型は人権であろう。通商分野の国際法は、経済成長という現実主義的利益の獲得に対する強い期待が推進力となって、いわゆる「司法化」を他の法分野に先駆けて実現することが出来たのである。それが昨今、国際社会におけるアイデンティティ政治の台頭に伴い、現実主義的利益への期待を基盤に構築してきた国際通商法秩序が、その脆弱性を露呈したのではなかろうか。

このように、アイデンティティ政治という、（物質的）功利主義を超えた観念的動因が寄与して不安定化の方向に向かう国際通商法秩序を再構築するためには、中長期的には、これまでのようにその定立・順守の基盤を現実主義的利益のみに依存するのではなく、人権や持続可能性の分野のように「規範性」によっても基礎付けられる方向に国際通商法秩序を作り替えていかなければならないだろう。即ち、「貿易する権利」とでも言うべき規範観念を立憲主義的に位置づける企てを長期的には進めていく以外に根本的な解決策はなさそうに思われる。筆者は、貿易が実際に東アジア地域を始めとする多くの途上国の飛躍的経済成長に貢献したこと、そして、世銀やWTO¹²⁾によれば、その他の地域において貿易円滑化等適切な政策を講じれば同様の展開が見込まれることを踏まえれば、それは不可能な企てではないようと思われる。但し、その場合には、「貿易」とは、単なる経済的行為ではなく、持続可能性や包摂性といった社会政策的価値も取り込んだ統合的観念に変

化していくのかも知れない。

III 「権威の真空」時代における 国際通商法秩序の再構築へ

今般、米国が霸権国としてリーダーシップを発揮する意思を喪失しつつある状況、即ち「権威の真空」が発生しつつある状況下では、別の処から権威を持ってくる、あるいは創造しなければならない。権威の所在は、霸権国である必要もなければ、主権国家である必要すらないのかも知れない¹³⁾。ネオリベラリストのロバート・コヘインらは、霸権安定論の延長線上で、個別国家は利益を重視するため、「期待の収斂を調整する制度」、即ち「レジーム」を構築することが出来、その場合、霸権国がなくなても国際秩序安定が可能である、と主張した¹⁴⁾。1970年代のニクソン・ショックに象徴される米国の霸権後退とも目される現象に直面し登場した考え方であるが、レジーム論の妥当性は、米国がいよいよ霸権の意思を喪失したかも知れない現在でこそ、試されるのかも知れない。

但し、レジーム論の思考枠組を伝統的な形態のままで国際通商法秩序の再構築に役立てるには、二点修正が必要となるように思われる。一つは、レジーム論は、元々アクターの利益を現実主義的物質的利益に焦点を当てて捉えており、観念的規範的な利益を十分視野に入れていない¹⁵⁾。もう一つは、国際政治のアクターを主権国家中心で捉えており、非国家主体の台頭等21世紀の実態を十分に踏まえていない¹⁶⁾。1990年代以降、グローバルガバナンスにおける非国家主体の台頭、即ち、企業、NGO、学者等を主要なアクターとする、国境を超えるガバナンス、即ち「トランスナショナル・ガバナン

ス」の台頭という現象が顕著になってきた¹⁷⁾。このような統治形態は、特に持続可能な開発の分野で顕著であり、主としてソフトローと呼ぶべき規範を駆使し、主権国家とは異なる根拠を基に権威を持つつある。ソフトローの中には、持続可能な開発目標（SDGs）やビジネスと人権原則、OECD多国籍企業ガイドライン、ISO26000等々国際社会において大きな影響力を発揮する規範も出現している。また、レジーム論に対する一種の修正的な思考枠組みとして、知識の拡散や政策決定への影響力行使を行う専門家の共同体としての「知識共同体（Epistemic Community）」という概念が、国際政治アクターの利害は、物質的利益のみならずアイデンティティや規範等の觀念的利益も含まれ、これらは社会的に構築されると主張する構成主義者（ジョン・ラギー、ピーター・ハースら）により提唱されているのは注目される¹⁸⁾。

IV CPTPPが示唆する日本の 主導的役割

国際通商法秩序の再構築に向けたわが国の取るべき方策は、霸権国に代わる権威の構築と「貿易の規範化」に向けた共同行動を世界各国に促すことである。具体的な处方箋について考えてみよう。現在、わが国の最重要通商課題の一つはCPTPPの拡大深化であるが、既にCPTPPには、国際通商法として、比較優位原則のみに基盤を置くのではなく、「貿易の規範化」の方向に向かう萌芽が見られる。一つは、CPTPPには、初めて中小企業に焦点を当てた章が設けられている（第24章）¹⁹⁾ことが指摘できる。実は、これは貿易理論の新潮流と関係している。貿易理論は、伝統的には、国家間の

貿易の利益を明快に説明した比較優位原則を軸としており、国際通商法秩序も基本的にはこの思想に立脚してきたが、近年では、国家単位ではなく企業単位の視点で貿易の利益を証明する新貿易理論、更には新々貿易理論が登場している。この理論によれば、貿易に従事する企業とそうでない企業の間には生産性に差異があり、かつ大企業に比べると中小企業が貿易に従事する割合が小さい。それは、輸出に要する固定費用が「輸出閾値」となってのし掛かってくるためである²⁰⁾。これを是正するために中小企業の輸出支援という政策が正当化され²¹⁾、その視点を通商協定に盛り込む発想が近年の潮流となった。貿易を、比較優位原則という国家間の視点ではなく、企業というミクロのユニットを通商法に位置づける認識枠組の登場は、「貿易をする権利」という観念に繋がる萌芽ともいえると筆者は考える。

また、CPTPPが、単に比較優位原則に基づき貿易を促進するための協定ではないことは、独立した「環境章」（第20章）を設けたことからも窺える。しかも、同章は、環境と貿易の相互補完促進、多国間環境協定の遵守、オゾン層の保護、企業の社会的責任（CSR）等に関する一般的な規定のみならず、いわゆるIUU（違法・無報告・無規制）漁業を助長する補助金の禁止といった、持続可能性に関する強い規律も設けられている。環境章という発想は元々米国が推進したものである²²⁾が、米国脱退後のCPTPPでも加盟国がこれを推進したことは、規範意識の拡散の一例として注目すべきである。今後、中小企業章や環境章等「21世紀型」の規範を擁するCPTPPは、その拡大深化の課程でNGO等非国家主体も含む「知識共同体」の規範形成過程への参画という現象も伴いなが

ら、アジア太平洋地域の国際通商法秩序を、「貿易の規範化」という方向に発展させていく可能性がある。わが国はこれまで近代化の途を歩んできた延長線上で、国連における持続可能な開発目標（SDGs）等、国際論壇で育まれた持続可能性や人権といった価値も糧にしつつ、国際通商法秩序の再構築に必要な権威や規範の創造プロセスを更に進めていくべきであろう。

【注】

- 1) 「霸權安定論」の嚆矢とされるキンドルバーガーの以下の著作は、霸權国の存在と安定的な国際通商秩序の関係に肯定的な評価を与えた内容として知られる。Charles Kindleberger (1973) *The World in Depression 1929-1939* (University of California Press). その他、「霸權安定論」に関する代表的な著作としては、例えば以下のもの（いずれもネオリアリストの手によるもの）が挙げられるが、いずれも中心的な検討対象は国際通商あるいは国際経済秩序である。Stephen Krasner (1976) "State Power and the Structure of International Trade," *World Politics* 28; Robert Gilpin (1987) *The Political Economy of International Relations* (Princeton University Press). なお、「霸權安定論」という名前を与えたのは（霸權安定論に対する対抗理論であるレジーム理論を唱えたネオリバリストの）ロバート・コヘインであるが、霸權安定論に対する彼の批判でも同様に国際経済秩序（通商、石油、通貨）を事例として取り上げている。Robert O. Keohane (1984) *After Hegemony-Cooperation and Discord in the World Political Economy* (Princeton University Press), Chapter 8-10.
- 2) 「建設的曖昧さ」に関する米国政府の立場表明としては、例えば、USTR (2005) "Further Contribution of the United States on Improving Flexibility and Member Control in WTO Dispute Settlement: Communication from the United States", TN/DS/W/82 and TN/DS/W/82/Add.1. WTO紛争解決システムの「司法積極主義」に対する現USTRのライトハイザー氏の批判としては、例えば、Council on Foreign Relations (2007) "Is the WTO Dispute Settlement System Fair" の対談上の氏の発言を参照。上級委員選任手続に対する非協力的態度を探り始めて以降の米国政府の見解表明としては、例えば、USTR (2018) "The President's 2018 Trade Policy Agenda", pp. 22-28. 米国の立場の概説及び解決策の提案としては、例えば、Tetyana Payosova, Gary Clyde Hufbauer and Jefferey J. Schott (2018) "The Dispute Settlement Crisis in the World Trade Organization: Causes and Cures", *PIIE Policy Brief* 18-5. しかし、米国の主張のうち上級委員会の手続的問題についての解決策は上記を含む多くの論考で提示されているものの、米国の提起するより本質的な問題である「司法積極主義」について有効な处方箋を提示した論考を、筆者は未だ寡聞にして知らない。
- 3) GATT第21条の自己判断的文言を巡る解釈については、本年4月に、本論点を扱うWTOパネルの報告書（Panel Report, Russian Federation-Measures Concerning Traffic in

Transit, WT/DS512/R (Apr. 5, 2019)) が発出された。本報告書に示されたパネルの判断は、同文言における例外要件該当性に関する自己判断の及ぶ範囲に一定の制限をかけている。本報告書の解説については、例えば、川瀬剛志 (2019) 「ロシア・貨物通過事件パネル報告書—米国・232条紛争の行方と WTO 体制への影響—」 RIETI Special Report (経済産業研究所) https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/104.html。但し、本稿執筆時点 (2019年5月上旬) では、紛争当事国 (ウクライナ、ロシア) が同パネル判断を不服として上級委員会に上訴するかは不明であり、同パネル判断は WTO 紛争解決システム上確定されていない。

- 4) Kindleberger, *supra*, note 1.
- 5) Walter Russel Mead (2017) "The Jacksonian Revolt-American Populism and the Liberal Order", *Foreign Affairs*, March/April 2017.
- 6) Walter Russel Mead (2002) *Special Providence: American Foreign Policy and How It Changed the World*, Routledge.
- 7) Mead, *supra*, note 5.
- 8) Francis Fukuyama (2018) *Identity-The Demand for Dignity and The Politics of Resentment*, Farrar, Straus and Giroux, pp. 87-89.
- 9) Fukuyama, *supra*, note 8, pp.12-24.
- 10) Gene M. Grossman & Elhanan Helpman (2018) "Identiy Politics and Trade Policy", *NBER Working Paper* No. 25348.
- 11) Jutta Brunnee and Stephen J. Toope (2012) "Constructivism and International Law," in Jeffrey L. Dunoff and Mark A. Pollack (eds.), *Interdisciplinary Perspectives on International Law and International Relations: The State of the Art* (Cambridge University Press), pp. 119-145, p. 137.
- 12) The World Bank and the WTO (2015) *The Role of Trade in Ending Poverty*.
- 13) 主権国家が国際社会の基本ユニットになる以前の中世における欧州の秩序観念では、キリスト教世界はローマ教皇と神圣ローマ皇帝を二重の中心とする機能的な一個の共同体「キリスト教徒のレス・ブリカ (Res Publica Christianorum)」であるとされ、全てのキリスト教徒一人一人に通商の（法的ないし倫理的な）義務と権利があると考えられていた。豊田哲也 (2011) 「新旧グローバル化と国際法のパラダイム転換」『日本国際経済法学会年報』、第 20 号、157 頁。このような時代に、商人自身が自らの広域取引を規律する Lex mercatoria を創造し執行した歴史的事実はあらためて想起されていい。
- 14) レジーム論に関しては、例えば、Robert O. Keohane (1984) *After Hegemony-Cooperation and Discord in the World Political Economy*, Princeton University Press。なお、「レジーム」の定義は、(ネオリアリストの)ステファン・クラズナーによって、「国際関係の特定の領域に関するアクターの複数の期待が収斂するところの默示的または明示的な原則・規範・ルール・意思決定過程の集合」と与えられている。Stephen D. Krasner (1983) "Structural Causes and Regime Consequences: Regimes as Intervening Variables," in Stephen D. Krasner, (ed) (1983) *International Regimes* (Cornell University Press) p. 2.
- 15) レジーム論（及びネオリバリズム）は、国際法秩序を通じた国際政治アクターによる協力の重要性には着目するものの、これらのアクターの動因としては物質的機能的利益を重視しており、規範、アイデンティティ、アイデアといった觀念的要素、非物質的利益を十分に考慮していないという認識論 (epistemology) 上の批判がある。これらの要素を重視する考え方方が社会構成主義（コンストラクティビズム）である。社会構成主義については、例えば、Alexander Wendt (1992) "Anarchy is what States Make of it: The Social Construction of Power Politics," *International Organization*, Vol. 46, No. 2, pp. 391-425; Peter J. Katzenstein, Robert O. Keohane, and Stephen D. Krasner (1998) *International Organization*, Vol. 52, No. 4, pp. 645-685. 国際法学の觀点から国際関係論の一潮流としての「レジーム論」を協働可能性に関して批判的に評価したものとして、Jeffrey L. Dunoff and Mark A. Pollack (2012) "International Law and International Relations: Introducing an Interdisciplinary Dialogue," in Jeffrey L. Dunoff and Mark A. Pollack (eds.), *Interdisciplinary Perspectives on International Law and International Relations: The State of the Art* (Cambridge University Press), pp. 3-32, p. 7.
- 16) 植島洋美 (2017) 「国際レジームからプライベート・ガバナンスへ」『横浜法学』第 26 卷第 2 号, p. 6.
- 17) 三浦聰 (2017) 「持続可能な開発のトランシスナショナル・ガバナンス—権威の多元化と新たなガバナンス・モード—」『国際法外交雑誌』第 116 卷第 2 号, p. 44。なお、三浦は、トランシスナショナル・ガバナンスにおける非国家主体が権威を獲得していく過程で規範が基盤となる場合があることを指摘する (pp. 68-69)。人権や環境保護等の規範を前面に出すことで、被害者の擁護者や代弁者としての NGO が道義的権威を帯びるような場合である。逆に NGO の活動を通じて国際社会における規範意識が醸成されることを考えると、規範形成と権威獲得には密接な関係があると考えられる。
- 18) 「知識共同体」に関しては、例えば、Gerard John Ruggie, 1975, "International Responses to Technology," *International Organization*, Vol. 29, No. 3, pp. 557-583; Peter M. Haas, 1989, "Do Regimes Matter? Epistemic Communities and Mediterranean Pollution Control," *International Organization*, Vol. 43, No. 3, pp. 377-403; Peter M. Haas, 1992, "Introduction: Epistemic Communities and International Policy Coordination," *International Organization*, Vol. 46, No. 1, pp. 1-35. 「知識共同体」というコンセプトは、レジーム形成過程における知識やアイデアの持つ重要性に着目した考え方であることが、これらの論考において展開されている。
- 19) 第 24 章では、締約国は中小企業が海外市場でビジネスを行うために有用な情報を提供すること（第 24.1 条）、締約国は中小企業小委員会を設け中小企業が GVC に参加することを支援すべきこと（第 24.2 条）等が規定されている。
- 20) 田中鮎夢 (2015) 『新々貿易理論とは何か—企業の異質性と 21 世紀の国際経済』(ミネルヴァ書房) p. 24, pp. 145-148.
- 21) 経済産業省 (2017) 『通商白書 2017』pp. 244-260。
- 22) TPP における環境章設置や IUU 渔業に対する規律設置の必要性に関する米国政府の立場については、例えば、USTR (2011) "Green Paper on Conservation and the Trans-Pacific Partnership" (December 2011)。なお、米国は現在 14 の FTA を締結済みであるが、うち米イスラエル FTA を除く 13 の FTA において環境章あるいは環境合意を擁している。<https://www.state.gov/e/oes/eqt/trade/>